

熊本県軟式野球連盟の要請事業

県連盟では、平成13年度から審判研修員研修会を中止し、各支部の審判員の養成及び審判技術の向上を図るため、各支部単位または複数支部合同あるいはブロック単位での審判講習会に変更して開催したい旨要請がありました。

このため、審判部では県連盟の養成事業として下記案に基づき審判講習会を開催しますので関係各支部の御協力をお願いします。

記

1. 毎年10支部程度を対象に審判講習会を実施する。
2. 各支部は、2年に1回は審判講習会を必ず実施すること。
3. 審判講習会の開催を希望する支部またはブロックは、開催期日・会場等を決定のうえ県連盟に申し込むこと。
4. この審判講習会に派遣する講師に必要な交通費、謝金、宿泊費は審判部が負担する。

審判講習会実施要項

対象者	各都市支部公認審判員、(当該支部内の審判員登録候補者)
携帯品	野球規則書、競技者必携、審判講習資料、筆記用具
服装	審判服または審判のできる服装

標準日程	1日目…受付 8:30～9:00	2日目…実技 9:00～12:00
	開講式 9:00～9:30	中食 12:00～13:00
	実技 9:30～12:00	実技 13:00～16:00
	昼食 12:00～13:00	質疑 16:00～16:30
	実技 13:00～17:00	閉講式 16:30～16:50
	夕食 17:00～18:00	
	座学 18:00～21:00 [付記]	

審判講習資料代	1,000円	登録料	500円	(当該年度県連登録料、審判員)
野球規則書	1,000円	競技者必携	1,000円	審判員章 1,000円
ワッペン	1,000円	受講料	支部に一任	
部費	審判員年額	支部に一任	(県審判部費 年額 2,000円)	

特に留意すべき事項及び注意・確認事項

登録チーム、大会に出場するチームは、公認野球規則・競技者必携の記載事項及び全軟連・県連盟の通達事項、県連取り決め事項、その他次の事項を遵守し、大会に参加すること。

1. 全軟規約・規程集が競技者必携の巻末に詳細に記載してあるので日頃から熟読しておくこと。

2. ヘルメットについての確認事項

○ 一般について

- ①イヤラップは片側、両側どちらでもよい。
- ②打者、次打者、走者、ベースコーチは必ず着用すること。

○ 少年・学童について

- ①イヤラップは両側についたものとする。
- ②打者、次打者、走者、ベースコーチ及びシートノック時の補助員は必ず着用すること。
- ③シートノック時に関わらず、競技場内でのノックの際も補助員は着用すること。コーチ（背番号28・29）が補助員となる時は必ずしも着用する必要はない。また、試合中のボールボーイ・バットボーイも着用すること。

3. ユニフォームの背中の選手名について(社会人、少年、学童)

選手名をつけてもよい。但し、背番号の上にローマ字で姓のみとする。
つける場合は、チーム全員つけることとする。

4. ユニフォームの袖について

ユニフォームの袖の長さは、両袖同一で左袖には都道府県名を必ず付けなければならない。（他のものをつけてはならない。）右袖には別に制限がないのでワッペン・マーク文字等をつけてもよい。

5. 試合時間の制限等について(全軟通達)

(1) 一般の部

9回を完了して同点の場合は、健康維持を考慮し、下記の方法により勝敗を決定する。

- ② 延長戦の回数は、最長12回までとする。ただし、天皇賜杯・国民体育大会を除く。
- ②全ての大会において、試合開始後、3時間30分を経過した場合は、新しい延長イニングに入らない。
- ③上記「①②」を終了しても同点のときは、引き続き特別延長戦を行う。

(2) 少年部・学童の部

7回を完了して同点の場合は、健康維持を考慮し、8回から特別延長戦を行い、9回を完了しても決着がつかない場合は、抽選で勝敗を決定する。

※学童部に限り、健康状態を考慮し2時間30分を経過した場合は新しいイニングに入らない。ただし、同点の場合は、引き続き特別延長戦を行う。

※但し、県連盟では、日程・時間・健康状態等を考慮し、全軟通達事項とは別にそれぞれの大会において、大会要項に別途規定する。

6. 捕手及び球審のマスクについて

捕手及び球審が着用するマスクは、全軟公認のマスク(スロートガード付)併せて、ファウルカップ、レーガーズを着用すること。

7. 監督・コーチ・選手は帽子・ユニフォーム・スパイク着用のうえ、グラウンド内に入ること。

8. スパイクについて

1 スパイクに制限はない。ただし、左右対称でなければならない。

(学童部は、金属製金具のついたスパイクを使用することはできない)

ただし、ランニングシューズ・アップシューズは認めない。

9. ユニフォームのパンツのすそ幅について

すそ幅の広いストレートタイプのパンツの使用を認める。(2014年競技者必携) <但し、九州連合会及び県連盟では認めていない> ※アンダーストッキングとストッキングの2枚を必ず着用すること。(ケガ防止のため)

10. 学童・少年の投手投球制限について

投手の投球制限については、肘・肩の障害防止を考慮し、1日7イニングまでとする。但し、特別延長戦に限り2イニングは認める。

なお、学童部3年生以下にあつては、1日5イニングまでとする。

投球イニングに端数が生じたときの取り扱いについては、3分の1回(アウト1つ)未満の場合であっても、1イニング投球したものとして数える。

特別延長戦に登板できる投手は、「7回から継続して登板する投手、または新たに延長イニングに登板する投手」に限る。(2014全軟取決め改正)

11. 苦情や疑義等に対する対応

チーム及び関係者・審判員からの全軟への直接的な問い合わせを禁ずる。苦情や規則適用に関する疑義等が生じた場合、「所属支部」⇒「県連盟」⇒「全軟連」の手順により対処すること。

※そのような行為があった場合は、全てチームの責任とし、該当チームはその年度の大会出場を認めない。(支部大会も含む)(H22.2.13)

競技運営に関する連盟取り決め事項（各大会共通）

本大会は、2017年公認野球規則及び2017競技者必携に定める規則、取り決め事項及び各大会の要項に基づき実施する。

1、当該球場に到着したら直ちに本部席に赴き役員にその旨を連絡し、大会資料、打順表用紙を受領すること。

2、第1試合に出場するチーム

(1) 打順表（登録された者の全員を記入したもの）は、試合開始予定時刻の30分前までに、監督または主将（少年・学童は監督と主将）が大会本部に提出、登録原簿との照合を受けた後、球審立会いのもとに攻守を決定し、主将がベンチに戻り次第、後攻チームから直ちにシートノックに入る。

(2) 練習は、外野に限り行うことを認める。（フリーバッティングは厳禁とする。）その際、アップ用の服装（同一が望ましい）でもよいが、打順表の提出時には全員ユニフォームに着替えシートノックに備えること。

(3) 態勢が整っているときは、試合開始予定時刻前でも試合を開始する。

3、第2試合以降のチーム

(1) 打順表（登録された者の全員を記入したもの）は、7回戦の場合は4回終了時まで、9回戦の場合は5回終了時まで監督または主将（少年・学童は監督及び主将）が大会本部に提出、登録原簿との照合を受けた後、球審立会いのもとに攻守を決定する。

(2) 試合開始時刻に関係なく、前の試合が終了次第シートノックを行なうので、終了挨拶の間に、グラウンド内に入り、外野側のベンチ横に用具を置きキャッチボールを行う。

※試合時間を制限した試合あるいは前試合の進行状況により、打順表提出の時刻を、前記に限らず前もって決める場合があるので、打順表用紙の本部からの受け取りを早めに行うこと。

※打順表には登録された者の全員を記載すること。記載されていない選手はその試合には出場できない。

※打順表に記載されていない選手とは、打順表の控選手欄に記載されていない選手のことをいう。

※大会において、監督会議を行わない場合は、各種の申し合わせ事項及び選手登録の確認を行うこと。

4、シートノックについて

(1) シートノックは5分間とする。ただし、大会運営上、シートノックを行わずに試合を開始することもある。この場合は、攻守決定の際に通知する。

(2) ノッカーは、選手と同一のユニフォーム、でなければならない。

(3) 捕手は、プロテクター、レガーズ、捕手用ヘルメット、ファウルカップを必ず着用すること。また、少年部・学童部は、シートノック時の補助員（県連盟の大会においては、競技場内でのノック時の補助員も含む）は、ヘルメットを着用すること。コーチ(背番号28・29)が補助員となるときは必ずしも必要ない。

5、試合に出場する捕手及びブルペンの捕手は、ファウルカップを着用すること。また、ブルペンの捕手及び攻守交代時の準備投球を受ける捕手は、マスクを必ず着用するとともに、プロテクター、レガーズ、捕手用ヘルメット、ファウルカップを着用すること。

6、次の試合のバッテリーが、競技場内のブルペンを使用することは自動的に許されない。

7、学童・少年部の試合においても、一般と同様に監督に限り、グラウンドに出て指示することができる。

8、一般の部、少年の部、学童の部とも、一日2試合まで行うことができる。継続して行なう場合は、試合終了後30分以内を目安に開始する。

9、ベンチは、組合せ番号の若い方を一塁側とする。

10、組み合わせ表にある試合開始時刻は、あくまでも予定であり、第二試合以降のチームは予定時刻一時間前までに集合しておくこと。

11、試合開始予定時刻になっても会場にこないチームは、原則として棄権とみなす。

12、雨天の場合は原則として順延とする。

ただし、①小雨でも球場が使用可能な場合は試合を行う。

②当日試合を全然行わない場合と午前中を見合わせて午後から行う場合もあるので、チームは勝手に判断しないで大会本部又は事務局に必ず連絡すること。

③日程の都合上、日没まで短時間しかない場合でも試合を開始することがある。

審判員は予め、どの回で打ち切りになっても特別継続試合を行わず、試合をできるところまで行う旨を両チームに申し渡してから試合を開始し、均等回になったところで試合成立とさせ、「日没コールドゲーム」を適用する。

13、参加申込書提出以後は、選手の追加・変更及び背番号の変更等は認めない。

(記載にあたっては、細心の注意を払うこと。)

オーダー表と参加申込書を照合し、相違する選手の出場は認めない。

※選手登録にあたっては、「県連通達事項」中、「4、チーム編成」「5、少年チーム」「6、登録できない選手」を熟読のうえ、遺漏のないように取り扱うこと。

※登録違反等が発覚した場合、全てチーム及び所属支部の責任とする。

14、チーム編成等

(1) 一般チームは、監督を含む選手10名以上20名以下で編成しなければならない。

①大会でベンチに入れる人員は、監督を含む選手20名以内と選手として登録しない部長(チーム責任者)、マネージャー、スコアラー、**トレーナー(有資格者)**各1名とする。

②総監督、コーチ、マネージャー、スコアラー、**トレーナ(有資格者)**を選手として登録することはできるが、20名の範囲内でユニフォームを着用し、背番号を付けなければならない。

③背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将を10番とし、選手は0番から**99番**とする。

(2) 少年部・学童部は、監督1名、コーチ2名以内、選手10名以上20名以内で編成しなければならない。

ただし、監督、コーチは成人者でなければならない。

①大会でベンチに入れる人員は、監督、コーチ、選手及びチーム責任者(引率責任者)マネージャー、スコアラー、**トレーナー(有資格者)**の各1名とする。

②**熱中症対策としての、保護者(女性)2名以内をベンチに入れることができる。**

③背番号は、監督30番、コーチ29番、28番、主将を10番とし、選手は0番から**99番**とする。

15、主催者・管理者は大会期間中の負傷、傷病等に対し応急手当のほか、一切の責任は負わない。

試合のスピード化に関する事項（抜粋）

1、試合はスピーディに運ぶよう務め、1 試合、9 回戦の試合は90分以内、7 回戦の試合は70分以内を目標とする。試合の進行状況によっては、タイムを制限することもある。

2、攻守交替は、駆け足でスピーディに行うこと。ただし、投手に限り内野地域は歩いては差し支えない。

また、監督、コーチ（少年・学童の場合は監督に限る）が投手のもとへ行き来する場合も、小走りでスピーディに行なうこと

3、投手と捕手について

- (1) 投手が捕手のサインを見るときは、必ず投手板について見ること。
- (2) 投球を受けた捕手は、その場から（走者無しの時）速やかに投手に返球すること。
- (3) 捕手から返球を受けた投手は速やかに投手板を踏んで投球姿勢をとること。
- (4) あまりインターバルが長かったり無用なけん制球が度を過ぎると審判員が判断したら、ペナルティを課すことがある。

4、打者について

- (1) 投手が投球位置にいる、いないに関係なく速やかにバッタース・ボックスに入ること。
- (2) 次打者は、投手が投球姿勢に入ったら素振りをしてはならない。投手も必ず実行すること。(5.10k注1)
- (3) 打者は思うままにバッタース・ボックスを出入りすることは許されない。また、バッタース・ボックス内でベンチ等からのサインを見ること。
- (4) 打者は、みだりに打者席を出ないこと。

5、内野内の転送球について

- (1) 内野手間の転送球は一回りとする。状況によっては中止することもある。最後にボールを受けた野手は定位置から速やかに投手に返球すること。
- (2) 特に定めがない場合、県連盟では以下のとおり取り決める。

連盟大会

- ① 1 回表・裏は従来通り準備投球後及び一死、二死の内野手間の転送はできる。
- ② 2 回以降は、準備投球後のみ内野手間の転送を認める。しかし、一死及び二死後の転送は一切できない。直ちに投手へ返球すること。一死・二死後に内野手間の転送が行なわれた場合は、審判員は直ちにやめさせて、投手へ返球させること。
- ③ 塁に走者がいるとき、内野手間の転送を始めようとした時は、直ちに「タイム」を宣告し、速やかに投手に返球するよう指導する。

連盟以外の一般大会

- ① この県連盟の取り決め事項を強制することはできない。
- ② 主催者と事前に協議し、協力を得られるよう柔軟に指導し、審判員としては正式回数を完了するよう努力すること。

6、タイムについて

- (1) 監督、主将はタイムを要求しないまま、みだりにベンチを出てはならない。
- (2) タイムを制限する。
 - ① 試合中、スパイクの紐を意図的に結び直すなどのタイムは認めない。
 - ② タイムは1分間を限度とする。ただし審判員が認めた場合はこの限りではない。
 - ③ タイムは、プレーヤーの要求したときでなく、審判員が宣告したときである。

(3) 守備側タイムの回数の制限

- ①捕手または内野手が、一試合に投手のところへ行ける回数は、9回戦・7回戦いずれの試合とも1試合3回以内とする。なお、延長戦（特別延長戦も含む）となった場合は、2イニングに1回行くことができる。
- ②野手（捕手を含む）が投手の所へ行った場合、そこへ監督またはコーチ（少年・学童の場合は監督に限る）が行けば、双方1回として数える。逆の場合も同様に数える。投手交代の場合は、監督またはコーチの回数には数えない。
- ③監督またはコーチがプレイヤーとして出場している場合は、投手のところに行けば野手として1回と数えるが、協議があまり長引けば監督またはコーチが投手のところへ1回行ったこととして通告する。

(4) 攻撃側のタイムの回数制限

攻撃側のタイムは、9回戦・7回戦いずれの試合とも1試合に3回以内とする。なお、延長戦（特別延長戦も含む）となった場合は、2イニングに1回とする。

選手への指示に関するタイム（作戦的なタイム）のときカウントするものであり、単に選手の交替等のタイムはカウントしない。

守備側が要求したタイム中であっても、打者や走者を呼び寄せて指示をした場合は、1回としてカウントする。

- 7、代打または代走の通告は、氏名とともに「代打者」または「代走者」の背番号を球審に見せその旨を告げることとする。
- 8、攻守の交代時に、最後のボール保持者は投手板にボールを置いてベンチに戻ることに。
- 9、捕手は、攻守交代の際、グラウンド内でプロテクター、レガース、捕手用ヘルメットを着装すること

競技者のマナーアップについて(抜粋)

マナーアップとフェアプレイの両面から次のような行為を禁止する。

- 1、捕手が投球を受けたときに意図的にボールをストライクに見せようとミットを動かす行為
- 2、捕手が自分でストライク・ボールを判定するかのように、球審がコールする前にすぐミット動かして返球態勢に入る行為
- 3、球審の「ボール」の判定にあたかも抗議するかのように、しばらくミットをその場に置いておく行為
- 4、打者がヒジ当てを利用してのヒット・バイ・ピッチ（死球）狙いの行為
- 5、打者がインコースの投球を避ける動きをしながら当たりにゆく行為
- 6、プレイ中にみだりにベンチを出る行為（競技に出る準備をしている2組4名以内を除く）
- ※ 試合が開始されたら、控え選手は試合に出場する準備（交代選手のキャッチボール）をしている者以外はベンチに入らなければならない。ベースコーチ・代打・代走・守備を交代する選手を除く。
- ※ 試合中は攻守交代時に限り、控え選手が外野の方向へランニングすることを認める。
- ※ 競技場内のブルペンの設置状況により、投球練習を一組に制限する場合もある。
- 7、野手が走者の視界を遮る行為
 - (1) 走者がタッグアップに備えているときに、野手が走者の前に立ち視界を遮る行為
 - (2) 野手が走者の前に立ち、ボールを保持している投手板上の投手への視界を遮る行為
- 8、塁上の走者、あるいはコーチスボックスやベンチから、球種など打者に知らせるためのサインを出すこと（声も含む）

試合中の禁止事項

- 1、試合中を問わず、監督・コーチ等による指導と称した身体的暴力、威圧的暴言を厳重に禁止する。試合中、主催者または審判員により暴力と判断された場合は、即退場処分とし、後日ペナルティを課す。また、暴言と判断された場合は、**嚴重注意を行ない、なおも繰り返された場合は、退場処分とし、後日ペナルティを課すこともある。**
- 2、マスコットバットを次打者席に持ち込むことは差し支えないが、プレイの状況に注意し適切な処置をすること。なお競技場内での素振り用パイプやリングの使用を禁止する。
- 3、投手が手首にリストバンド、サポーターなどを使用することを禁止する。なお、負傷で手首に包帯などを巻く必要があるときは、球審の承認が必要である。
- 4、足を高く上げてスライディングすることは危険防止のため厳禁する。現実これが妨害となったと審判員が認めた場合は、守備妨害で走者をアウトする。
- 5、作為的な空タッグを禁止する。審判員がその行為を妨害と判断したとき（よろめいたり、著しく速度が鈍った場合等）は、オブストラクションを適用する。
- 6、プレーヤーが塁上に腰を下ろすことを禁止する。
- 7、守備側からのタイムで試合が停止されたときは、投手は捕手を相手に投球練習をしてはならない。
- 8、トラブルの際、審判員や相手側プレーヤーに手をかけることを厳禁する。万一このような事態が生じたときは、退場を命じる。なお、各支部の行う全ての大会を含めて、試合に関連して暴力行為を行なった選手とそのチームに対して、試合に関連して現実暴力行為を行った者に対しては、その年度の出場を停止するとともに、所属チームにも何らかのペナルティを課すこととする。このペナルティを最低として処理する。
- 9、相手チームや審判員に対する聞き苦しい野次は厳禁する。また、スタンドからの応援団の野次及び目に余る行為はチームの責任とする。
- 10、競技場内（ベンチを含む）での喫煙及びガム等を噛むことを禁止する。携帯電話の使用も禁止する。喫煙等のためベンチを離れた場合は、再びベンチに戻ることはできない。生理現象のみ認めるが、必ず試合前に済ませておくこと。
- 11、ベンチ内での電子機器類（携帯電話、パソコン、タブレット端末等）、携帯マイクの使用、ガムを口に含んでグラウンドに入ることを禁止する。また、メガホンは1個に限り使用を認める。
- 12、チャンスや得点をあげたとき、みだりにベンチ内のリーダーが音頭を取って声を揃えて歓声を発したり拍手をするようなことを禁止する。
- 13、サングラスの着用は、大会本部の承認を得なくても使用することが出来る。ミラーレンズ(反射式)の使用も出来る。しかし、帽子のひさしに掛けることは出来ない。
(※但し、県連盟では学童・少年部においては本部に届け出て許可を得た上での着用とする。)
- 14、県連盟の大会では、10人目の選手によるイニング間の野手とのキャッチボールを認める。
- 15、ネックウォーマーは季節を考慮し着用することが出来る。県連の大会では、選手は黒または紺色のみ着用を認める。(色はチームで統一すること。)
- 16、監督が季節や天気により、グラウンドコートを着用している場合
監督は、アピールや選手交代などをするときには、その身分を明らかにするために、グラウンドコートを脱いで申し出ること。(背番号の確認)

県連通達事項

1. 支部負担金（会費・審判部会費）並びに野球規則書・競技者必携・審判登録料・審判部費の納入期限については、平成2年度の総会において9月30日と決定しているので、各支部とも納入期限を厳守すること。

【振込先】

熊本銀行 水前寺支店 普通預金 口座番号 0052200
熊本県軟式野球連盟 一 祥 雅 (はじめ ながまさ)

2. FAX及びE-mailの設置について

県連盟事務局に事務連絡する場合はFAXまたはE-mailをご利用下さい。

FAX番号 (TELと同じ) 096-382-5214
E-mail: jsbb-kumamoto@bun.bbiqu.jp

3. 特別延長戦について

平成2年度より特別延長戦（判定戦）は無死満塁、継続打者、走者は前位の打者（投手を含む）とする。

4. チーム編成（登録は男女を問わない）二重登録の厳禁について

(1) 一般チーム

一般チームは次のいずれか1つに該当するもので編成されたチーム。

(イ) 職域チーム

官公庁・会社・商店・工場等に勤務する者のみによって編成するチーム。または、同一職域に勤務する者が登録人員の2/3以上を占めるチームとする。

(ロ) クラブチーム

支部・ブロックの地域内に居住、または勤務する者のみによって編成されたチーム。又は、支部・ブロック内に勤務する者がチームの登録人員の2/3以上で編成されたチーム。

(ハ) 学生チーム

専修学校生・各種学校生及び大学生・高校生は同一学校または個人で一般チームに登録することができる。但し、学校単位で編成する場合、学校名はクラブ名とする。

(ニ) 登録人員は、監督を含む10名以上20名以内とする。

(ホ) 登録はAクラス・Bクラス・Cクラスの3級別とする。（格付けは各郡市支部長の責任において決める）

5. 少年チーム

・少年チームは次のとおりとする。

(1) 少年部

中学生で編成されたチーム。 ※「クラブ名」「学校名」のどちらでも登録可。

(2) 学童部

小学生で編成されたクラブチーム。

※ スポーツ少年団との二重登録は認める。

〔注〕 県内に居住する中学生・小学生の選手登録は、選手の支部内またはブロック内に所在する支部に登録すること。 (H25.2.9)

6. 登録できない選手

- (イ) 学生・生徒で本連盟以外の組織に登録している者は登録できない。
- (ロ) 一般及び少年部・学童部で硬式ボールを使用している団体に登録されている選手は登録できない。
- (ハ) 一般チーム、少年・学童チームとも二重登録は認めない。

但し、スポーツ少年団との二重登録は除く。

- ※ チーム編成について選手の二重登録は一切認めない。
- ※ 選手の二重登録が判明した時点でそのチームは向こう1年間すべての県大会に出場できない。
- ※ 選手の二重登録は理由の如何を問わず両チームを処罰の対象とする。

7. 捕手用のプロテクターは、平成14年度の指導期間が終了し、県の大会は平成15年からプロテクター着用を義務付けとしている。また、マスクのスロートガード着用も義務とする。

8. 学童・少年野球大会開催(出場)制限について

- ① 二つ以上の支部にわたる規模の大会は連盟の承認を必要とする。
- ② 連盟主催の大会(支部以上)に行政、報道関係を共催または後援とすることができる。
- ③ 企業を協賛することができる。
- ④ 連盟主催大会以外の大会出場及び練習試合等は文部科学省及び日本体育協会・県教育委員会による指導指針を遵守すること。
- ⑤ 少年部冬季期間の対外試合は禁止とする。12月第3日曜日(祝日)から翌年2月第2日曜日(祝日)までの間、禁止。
①～③については連盟の承認を必要とする。

9. 連盟公認審判員の取り決め事項について

連盟公認審判員は、県連盟並びに各郡市支部の事業に協力しなければならない。事情なく一年以上事業に協力しないときは登録を抹消される。

公認審判員は連盟大会以外の審判依頼を受けたときは、各支部の所属する理事長に許可を得てから審判派遣を行うこと。(審判員は無断で審判することはできない。)

- ※ 連盟大会等に支障をきたすため。